

設計書

部 長	課 長	主 幹	課長補佐	主 査	検 算 者	担 当 者

設 計 金 額	総価 ————— 円・単価 ————— 1 件 当たり ————— 円 ☐ 消費税及び地方消費税込み 単価については、 ☐ 内訳のとおり ☒ 別表のとおり ☐ 消費税及び地方消費税込み
会計・予算科目	各施設主管課ごとに異なるため記載しない
業務等の名称	公共施設における低圧電力の供給
業務等の内容	公共施設（低圧施設）で使用する電力の供給
業務等の場所 又は施設名称	別紙仕様書のとおり
業務等の期間又は期限	2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで
契約不適合責任	☐ 設計関係図書又は仕様書記載のとおり ☒ 不 要
現 場 説 明	☐ 要（ 月 日（ ） 時 分・場所 ） ☒ 不 要
支 払 方 法	☐ 完了払 ☒ 部分払いする（12回） ☐ 部分払いしない ☐ 前金払
支 払 場 所	藤沢市指定金融機関市役所内派出所
そ の 他 特 記 事 項	☐ 入札（見積り）金額は、総価で記入してください。 ☐ 入札（見積り）金額は、単価で記入してください。 ☒ 入札（見積り）金額は、総価並びに「kW」、「契約」、「kVA」及び「kWh」当り単価で記入してください。 ☒ 消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとします。

別 表 公共施設（低圧施設）で使用する電力の供給

(1) 基本料金単価及び電力量料金単価

項目		単価		備考
低圧電力	基本料金	円/kW		
	電力量料金	夏季	円/kWh	
		その他季	円/kWh	
従量電灯B	基本料金	10A	円/契約	
		15A	円/契約	
		20A	円/契約	
		30A	円/契約	
		40A	円/契約	
		60A	円/契約	
	電力量料金	第1段階	円/kWh	120kWhまで
		第2段階	円/kWh	120kWh超300kWhまで
		第3段階	円/kWh	300kWh超
従量電灯C	基本料金	円/kVA		
	電力量料金	第1段階	円/kWh	120kWhまで
		第2段階	円/kWh	120kWh超300kWhまで
		第3段階	円/kWh	300kWh超

※上記の単価は消費税及び地方消費税に相当する額を含めた金額を記載してください。

(2) 基本料金

施設名	契約種別	契約電力	金額小計 (円/契約×12月)
			A
六会日大前駅東口公衆便所	従量電灯B	30A	
奥津宮公衆便所	従量電灯B	20A	
江の島公衆便所	従量電灯B	30A	
片瀬東浜公衆便所	従量電灯B	30A	
竜野ヶ岡公衆便所	従量電灯B	20A	
藤沢駅北口公衆便所	従量電灯B	15A	
辻堂駅南口公衆便所	従量電灯B	10A	
長後駅西口公衆便所	従量電灯B	20A	
藤沢市観光センター	低圧電力	11kW	
	従量電灯C	20kVA	
片瀬江の島観光案内所	低圧電力	9kW	
	従量電灯B	60A	
江の島噴水池	低圧電力	3kW	
稚児が淵レストハウス	従量電灯C	20kVA	
中津宮広場	従量電灯B	40A	

※上記(1)のうち該当する基本料金単価×12月の数値を記載してください。

※小数点第2位までを記載してください(小数点第3位以下四捨五入)。

(3) 電力量料金

施設名	契約 種別	項目	月別電力量及び電力量料金												金額小計 (円)
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
六会日大前駅東口公衆 便所	従量 電灯B	電力量(kWh)	39	43	40	42	37	37	37	44	45	42	47	43	41
		金額(円)													
奥津宮公衆便所	従量 電灯B	電力量(kWh)	96	91	103	89	120	149	91	101	89	103	88	91	
		金額(円)													
江の島公衆便所	従量 電灯B	電力量(kWh)	273	222	235	186	165	211	181	213	234	311	275	285	
		金額(円)													
片瀬東浜公衆便所	従量 電灯B	電力量(kWh)	55	63	92	89	107	124	81	72	52	65	46	54	
		金額(円)													
竜野ヶ岡公衆便所	従量 電灯B	電力量(kWh)	48	35	42	30	27	31	25	41	36	41	30	40	
		金額(円)													
藤沢駅北口公衆便所	従量 電灯B	電力量(kWh)	52	50	44	47	44	44	47	45	45	45	40	39	
		金額(円)													
辻堂駅南口公衆便所	従量 電灯B	電力量(kWh)	155	148	122	119	112	124	132	167	172	170	125	115	
		金額(円)													
長後駅西口公衆便所	従量 電灯B	電力量(kWh)	172	174	183	169	161	178	175	196	158	103	100	103	
		金額(円)													
藤沢市観光センター	低圧 電力	電力量(kWh)	1,154	367	489	781	1,415	1,810	1,188	496	769	1,405	1,476	1,442	
		金額(円)													
	従量 電灯C	電力量(kWh)	1,579	1,346	1,493	1,581	1,631	1,863	1,638	1,693	1,541	1,772	1,597	1,557	
		金額(円)													
片瀬江の島観光案内所	低圧 電力	電力量(kWh)	286	102	84	164	416	521	369	131	149	285	305	323	
		金額(円)													
	従量 電灯B	電力量(kWh)	899	725	816	718	783	849	746	779	797	1,035	883	881	
		金額(円)													
江の島噴水池	低圧 電力	電力量(kWh)	682	919	1,040	940	959	1,023	949	1,063	737	857	709	737	
		金額(円)													
稚児が淵レストハウス	従量 電灯C	電力量(kWh)	2,193	1,670	1,737	1,540	1,754	1,855	1,679	1,610	1,597	2,214	1,948	2,036	
		金額(円)													
中津宮広場	従量 電灯B	電力量(kWh)	294	219	242	188	180	206	170	236	277	404	328	327	
		金額(円)													

※電力量料金の金額欄は上記(1)の電力量料金単価をもとに、各施設の電力量に応じて計算したうえで記載してください。

※電力量料金の金額合計欄は月別電力量料金の合計小数点第2位までを記載してください(小数点第3位以下四捨五入)。

(4) 合計及び総額

施設名	契約 種別	基本料金金額小計 (円)	電力量料金金額小計 (円)	合計 (小数点以下切捨て) (円)
		A	B	C = A + B
六会日大前駅東口公衆便所	従量電灯B			
奥津宮公衆便所	従量電灯B			
江の島公衆便所	従量電灯B			
片瀬東浜公衆便所	従量電灯B			
竜野ヶ岡公衆便所	従量電灯B			
藤沢駅北口公衆便所	従量電灯B			
辻堂駅南口公衆便所	従量電灯B			
長後駅西口公衆便所	従量電灯B			
藤沢市観光センター	低圧電力			
	従量電灯C			
片瀬江の島観光案内所	低圧電力			
	従量電灯B			
江の島噴水池	低圧電力			
稚児が淵レストハウス	従量電灯C			
中津宮広場	従量電灯B			
総 額				

※基本料金金額欄は上記(2)の太枠内の数字を記載してください。

※電力量料金金額小計欄は上記(3)の太枠内の数字を記載してください。

※合計欄は基本料金金額欄及び電力量料金金額小計欄を足し合わせた数字を記載してください(小数点以下切捨て)。

※総額欄は合計欄の金額を全て足し合わせた数字を記載してください。

公共施設における低圧電力の供給仕様書

1 概要

- (1) 件名 公共施設（13施設）で使用する低圧電力の供給
- (2) 需給場所 別紙1のとおり
- (3) 業種及び用途 公共施設（13施設）

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧、受電方式及び計量日
別紙1のとおり
 - (2) 契約種別、契約電力等及び使用電力量
受給場所における電力の契約種別のほか、契約電力又は契約容量（以下「契約電力等」という。）及び使用電力量については、別紙2のとおり（数値については令和6年度実績値であり、契約期間においても概ね同水準の数値を想定するものとする。）。
 - (3) 契約期間
 - 2026年（令和8年）4月1日0時から
 - 2027年（令和9年）3月31日24時まで
 - (4) 電力量等の検針方法
通信線設備を通じた自動検針又はその他計器による訪問検針を基本とするが、検針方法については問わない。
 - (5) 電気料金の算定方法
 - ア 電気料金は、各月の契約電力等及び使用電力量により算定する。
 - イ 電気料金は、次の（ア）から（ウ）に掲げる基本料金、電力量料金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という。）を合算した額とする。
 - (ア) 基本料金
 - <低圧電力> ・基本料金＝基本料金単価×契約電力
 - <従量電灯B> ・基本料金＝契約容量
 - <従量電灯C> ・基本料金＝基本料金単価×契約容量
 - (イ) 電力量料金
 - ・電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額※
- ※ 燃料費調整額
関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める燃料価格調整項から次に従い算出する。ただし、供給者が電気需給約款等において別に定めがある場合は、この限りではない。
- ・燃料費調整額＝使用電力量×燃料費調整単価

(ウ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価及び使用電力量から次に従い算出する。ただし、供給者が電気需給約款等において別に定めがある場合は、この限りではない。

・再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

(参考) 令和7年5月から令和8年4月までの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価：3.98円/kWh

3 供給電気の要件等

供給電力に占める再生可能エネルギー電気(実質再生可能エネルギー電気を含む)の割合は100%とする。なお、当該再生可能エネルギー電気であることを証明する証書等は、次のいずれかとする。

(1) 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相殺契約により他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで、電源を特定することができる非化石証書(再エネ指定)

(2) 非化石価値取引市場から調達した、次のアからウに掲げるいずれかの再生可能エネルギー電気由来の証書

ア FIT非化石証書

イ トラッキング付非FIT非化石証書(再エネ指定)

ウ 再生可能エネルギー電気由来のJ-クレジット

4 その他

(1) 見積金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び「再エネ特措法」に基づく賦課金を含めないこととする。

(2) 電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内の旧一般電気事業者の小売部門が定める電気需給約款による。ただし、供給者が定める電気需要約款等がある場合は、この限りではない。

(3) 電力供給における料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

ア 契約電力等の単位は、低圧電力にあつては1キロワット、従量電灯Bにあつては1契約、従量電灯Cにあつては1キロボルトアンペアとし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は少数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は少数点以下を切り捨てる。

エ 消費税及び地方消費税の額の単位は1円とし、その端数は少数点以下を切り捨てる。

オ 契約条件等により、他の定めがある場合には、その定めによるものとする。

(4) 当該仕様書に記載のある施設において、契約期間中に供用方法や所在地等が変更となった場合でも、料金単価等は変更することなく、供給するものとする。なお、料金単価等が変更となる場合は、別途協議のうえ、変更契約を締結するものとする。

(5) 当該仕様書に記載のある施設において、契約期間中に供用方法や所在地等が変更となった場合、別途協議のうえ、必要に応じて供給に係る調整等の手続を請け負うものとする。

5 電気料金の請求等

(1) 電気料金の請求

供給者は、本契約書第8条に定める電気料金の請求書及び第10条に定める電気使用量のお知らせを、別紙3「請求書等送付先一覧」に記載の通知先に通知するものとする。

また、請求書を通知する際、供給者は請求書の他に内訳書（契約電力等、使用電力量、単価、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等）を明記するものとする。

(2) 請求方法

供給者は、請求書を郵送、電子メール又はクラウド上へのアップロードにより発注者に提出するものとする。

また、請求書は、請求者印の押印並びに発行責任者、担当者、及び法人代表者職氏名の記入を省略することができる。

なお、請求書に請求者印を押印する場合、電子印とすることを妨げない。

6 実績報告

電力供給事業者は、本仕様書の供給先に係る毎月の実績報告を提出するものとする。実績報告については、内訳（契約電力等、使用電力量、単価、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等）を明記するものとする。

なお、形式については、発注者と受注者の間で協議するものとする。

7 添付資料

(1) 別紙1 需給場所等

(2) 別紙2 契約種別、契約電力等及び使用電力量

(3) 別紙3 請求書等通知先一覧

以 上

別紙1 需給場所等

番号	施設名	所在地	供給地点特定番号	供給電気方式	供給電圧 (標準電圧)	受電方式	計量日
1	六会日大前駅東口公衆便所	亀井野一丁目36番地の2	03-0011-1070-7871-0110-1011	単相3線式	100V又は200V	1回線受電	8日前後
2	奥津宮公衆便所	江の島二丁目6番11号	03-0011-1070-7509-0610-0011	単相2線式	100V又は200V	1回線受電	5日前後
3	江の島公衆便所	江の島二丁目3番11号	03-0011-1070-7509-0310-0061	単相2線式	100V又は200V	1回線受電	5日前後
4	片瀬東浜公衆便所	片瀬海岸一丁目15番1号	03-0011-1070-7501-1510-1021	単相3線式	100V又は200V	1回線受電	5日前後
5	竜野ヶ岡公衆便所	江の島二丁目5番10号	03-0011-1070-7509-0510-0011	単相3線式	100V又は200V	1回線受電	5日前後
6	藤沢駅北口公衆便所	藤沢420番地の3	03-0011-1070-7790-5820-0811	単相2線式	100V又は200V	1回線受電	8日前後
7	辻堂駅南口公衆便所	辻堂一丁目1番1号	03-0011-1070-7632-0110-1041	単相2線式	100V又は200V	1回線受電	11日前後
8	長後駅西口公衆便所	下土棚509番地の1	03-0011-1070-7880-0920-0111	単相2線式	100V又は200V	1回線受電	22日前後
9	藤沢市観光センター	片瀬海岸二丁目20番13号	03-0011-2070-7068-0106-1346	単相3線式	200V	1回線受電	3日前後
			03-0011-1070-7068-0106-1082	単相3線式	100V又は200V	1回線受電	3日前後
10	片瀬江の島観光案内所	片瀬海岸一丁目14番8号	03-0011-2070-7501-1410-1013	単相3線式	200V	1回線受電	3日前後
			03-0011-1070-7501-1410-1011	単相3線式	100V又は200V	1回線受電	3日前後
11	江の島噴水池	江の島一丁目1	03-0011-2070-7508-0110-1023	単相3線式	200V	1回線受電	3日前後
12	稚児が淵レストハウス	江の島二丁目5番2号	03-0011-1070-7509-0510-2321	単相3線式	100V又は200V	1回線受電	3日前後
13	中津宮広場	江の島一丁目194番1	03-0011-1070-7068-2103-9688	単相3線式	100V又は200V	1回線受電	3日前後

別紙2 契約種別、契約電力等及び使用電力量

番号	施設名	契約種別	契約電力等	令和8年度 使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	大会日大前駅東口公衆便所	従量電灯B	30A	39	43	40	42	37	37	44	45	42	47	43	41	500	-	-
2	奥津宮公衆便所	従量電灯B	20A	96	91	103	89	120	149	91	101	89	103	88	91	1,211	-	-
3	江の島公衆便所	従量電灯B	30A	273	222	235	186	165	211	181	213	234	311	275	285	2,791	-	-
4	片瀬東浜公衆便所	従量電灯B	30A	55	63	92	89	107	124	81	72	52	65	46	54	900	-	-
5	菟野ヶ岡公衆便所	従量電灯B	20A	48	35	42	30	27	31	25	41	36	41	30	40	426	-	-
6	藤沢駅北口公衆便所	従量電灯B	15A	52	50	44	47	44	44	47	45	45	45	40	39	542	-	-
7	辻堂駅南口公衆便所	従量電灯B	10A	155	148	122	119	112	124	132	167	172	170	125	115	1,661	-	-
8	長後駅西口公衆便所	従量電灯B	20A	172	174	183	169	161	178	175	196	158	103	100	103	1,872	-	-
9	藤沢市観光センター	低圧電力	11kW	1,154	367	489	781	1,415	1,810	1,188	496	769	1,405	1,476	1,442	12,792	4,006	8,786
		従量電灯C	20kVA	1,579	1,346	1,493	1,581	1,631	1,863	1,638	1,693	1,541	1,772	1,597	1,557	19,291	-	-
		低圧電力	9kW	286	102	84	164	416	521	369	131	149	285	305	323	3,135	1,101	2,034
10	片瀬江の島観光案内所	従量電灯B	60A	899	725	816	718	783	849	746	779	797	1,035	883	881	9,911	-	-
11	江の島噴水池	低圧電力	3kW	682	919	1,040	940	959	1,023	949	1,063	737	857	709	737	10,615	2,922	7,693
12	稚児が淵レストハウス	従量電灯C	20kVA	2,193	1,670	1,737	1,540	1,754	1,855	1,679	1,610	1,597	2,214	1,948	2,036	21,833	-	-
13	中津宮広場	従量電灯B	40A	294	219	242	188	180	206	170	236	277	404	328	327	3,071	-	-
	合 計			7,977	6,174	6,762	6,683	7,911	9,025	7,515	6,888	6,695	8,857	7,993	8,071	90,551	8,029	18,513

※上記の使用電力量は全て令和6年度実績値に基づき算出したもの。

別紙3 請求書等送付先一覧

番号	施設名	請求書宛名	請求書及び電気使用量のお知らせ 送付先住所	備考
1	六会日大前駅東口公衆便所	藤沢市環境部 環境総務課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	No.1~No.8の請求書等は1件にまとめて送付すること(ただし、内訳書は施設ごとに明示すること)。
2	奥津宮公衆便所	藤沢市環境部 環境総務課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	
3	江の島公衆便所	藤沢市環境部 環境総務課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	
4	片瀬東浜公衆便所	藤沢市環境部 環境総務課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	
5	竜野ヶ岡公衆便所	藤沢市環境部 環境総務課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	
6	藤沢駅北口公衆便所	藤沢市環境部 環境総務課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	
7	辻堂駅南口公衆便所	藤沢市環境部 環境総務課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	
8	長後駅西口公衆便所	藤沢市環境部 環境総務課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	
9	藤沢市観光センター	藤沢市経済部 観光課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	No.9~No.13の請求書等は1件にまとめて送付すること(ただし、内訳書は施設ごとに明示すること)。
10	片瀬江の島観光案内所	藤沢市経済部 観光課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	
11	江の島噴水池	藤沢市経済部 観光課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	
12	稚児が淵レストハウス	藤沢市経済部 観光課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	
13	中津宮広場	藤沢市経済部 観光課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	